

死亡に伴う手続に係る実態調査の結果

平成 31 年 3 月 27 日

総務省行政評価局

1. 死亡・相続ワンストップサービスの背景等

2016 年（平成 28 年）に成立した官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）により、データ流通環境の整備や行政手続のオンライン利用の原則化など、官民データの活用に資する各種施策の推進が政府として義務付けられた。

2017 年（平成 29 年）5 月には同法及び高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号）に基づく取組を具体化するものとして、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）が策定されるとともに、同計画の重点分野の一つである電子行政分野における取組については、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）が策定され、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を本格的に目指すこととされた。

その後、デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）において、重点分野に関する業務改革(Business Process Reengineering)の一環として、「死亡・相続」を含む主要なライフイベントに関する手続について、民間サービスとの連携を含めたワンストップ化を推進することとされた。

2. 死亡に伴う手続に係る実態調査について

内閣官房 IT 総合戦略室（以下「IT 室」という。）では、2017 年（平成 29 年）1 月に行政手続等の棚卸調査を行い、「死亡・相続」に関連する手続について把握している。

この死亡・相続に関する手続のうち死亡に伴う手続について、平成 30 年 10 月 19 日に開催されたデジタル・ガバメント分科会（※）において、行政手続の見直しに資するために調査を行うこととされ、IT 室と総務省行政評価局が連携して、今回の調査を実施した。

今回の調査では、一度提出された情報を再度提出させないワンストップの観点から、個別制度の死亡に関する届出について各府省に確認を求め、その結果について分析を行ったものである。

（※）高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会

3. 実態調査結果について

(1) 死亡に関する届出の状況について

【死亡に関する手続（届出）の概況】

今回の実態調査により、死亡に伴う手続（申請・届出）は 149 手続あり、このうち、本人の死亡に伴い資格や権限が喪失した事実を届け出る手続（本実態調査の「届出－資格等喪失・死亡」又は「届出－資格証等返還」に該当する手続（4 頁参照）。以下「死亡に関する届出」という。）は 67 手続あることが明らかになった（今回、ワンスオンリーの観点から、届出によって資格や権限の喪失した事実を届け出る手続に着目）。

この 67 手続のうち、国民健康保険資格喪失の届出等 21 手続については、市町村が導入している住民基本台帳電算処理システム（以下「住基システム」という。）や地方公共団体システム機構を通じて、他の手続で登録された死亡情報を参照することにより、当該届出を省略することが可能となっている。

具体的には、戸籍法に基づく死亡届が市町村に提出されると、市町村では戸籍台帳から死亡者を除籍するとともに、住民基本台帳法第 8 条に基づき住民基本台帳から当該者を消除することとなり、実際には、各市町村において活用される住基システム上において世帯から消除される（※）。この住基システムは庁内の各制度担当課が活用している基幹業務システムと情報連携されていることから、同一市町村内の各制度担当課では死亡者の情報を参照することにより、個別手続における資格喪失等の要件を確認することが可能であるため、当該届出を省略しても支障がないものとなっている。

また、市町村以外の行政機関等（日本年金機構等）については、地方公共団体システム機構から本人確認情報の提供を受けたものについては死亡に関する届出（資格喪失等の届出を含む。）の提出を省略することが可能となっている。

（※）死亡届が住所地以外の市町村に提出されると、住民基本台帳法第 9 条第 2 項に基づき、住所地の市町村に対して死亡届を受理した旨の通知をすることとなっている。

その一方、医籍登録の抹消手続等 35 手続については、住基システムや地方公共団体システム機構を通じた死亡情報の参照ができず、死亡に関する届出の提出がないと死亡の事実が確認できないこと等から、当該届出を省略することを認めていない。

また、介護保険資格喪失の届出等 11 手続については、個別制度の死亡に関する届出がない場合であっても住基システム等を通じて死亡情報を参照することは可能であるが、手当の支給を確実に終了して過払いを防止する、一部の死亡情報は当該届出によらないと把握できない等の理由から、当該届出を省略することを認めていない。

表 個別制度の死亡に関する手続の3類型

他の手続で登録された死亡情報を参照することにより、当該届出を省略可能しているもの（※）	・ 国民健康保険資格喪失の届出 ・ 後期高齢者医療保険資格喪失の届出 ・ 国民年金受給権者死亡届 等	21 手続
他の手続で登録された死亡情報を参照できず、死亡情報の確認手段が当該届出に限られているもの	・ 医籍登録の抹消 ・ 保育士死亡等の届出 ・ 宅地建物取引士の死亡等の届出 等	35 手続
他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、当該届出の省略を認めていないもの	・ 介護保険資格喪失の届出 ・ 児童扶養手当受給者死亡の届出 等	11 手続
		計 67 手続

（※）市町村は戸籍法に基づく死亡届を基に、死亡情報を戸籍から除籍、住民基本台帳から消除される。住基システムと住民基本台帳法別表に掲げられた行政事務の担当課の基幹業務システムは情報連携されており、この本人確認情報（死亡情報）の活用が可能

（2） 資格証等の返還について

今回、資格証等の返還を求めることが個別制度の死亡に関する届出を省略する上で支障となっているのではないかという観点から、上記の表中の「他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、当該届出の省略を認めていないもの」

（11 手続）のうち、資格証等の返還を求めている 4 手続（本実態調査の「届出—資格証等返還」に該当する手続）について、資格証等の返還を求める理由を確認したところ次のとおりであった。

- ① 証書を活用している他の手続に影響があるため。
- ② 交通乗車券の割引や税制の優遇措置といった資格証等の所持者に対するサービスについて、不正利用を防止するため。

一方、4 手続について、資格証等の返還を不要とするために必要な対応を確認したところ、法令改正や事務処理要綱等の改正が挙げられた。

また、4 手続のうち、2 手続に係る資格証等については有効期限を設定し、資格証等に当該期限を記載している。有効期限を設定している理由としては、所得に応じて受給資格の有無を判断するため、有効期限を最長 1 年としており、所得状況の届出の際に証書の更新を行っている。

なお、本実態調査における死亡に関する届出のうち、資格証等の返還を求めている手続は 42 手続あることが判明している。

(参考)

○行政手続法上の定義

- ・申請…法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- ・届出…行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

○本実態調査の手続の分類

分類 (申請)	説明	代表的な手続	手続数
1. 申請 －給付	申請のうち、申請者が金銭等の手当や物品の給付を受けるために申請する手続	・児童手当の認定請求 ・葬祭料の請求 等	56
2. 申請 －許認可	申請のうち、申請者が許可や認可等の権利を得るために申請する手続	・埋葬、火葬、改葬の許可申請 等	3
3. 申請 －その他	申請のうち、上記の2類型(「1. 申請－給付」「2. 申請－許認可」)に当てはまらない手続	・後見登記等の申請 等	2
分類 (届出)	説明	代表的な手続	手続数
4. 届出 －資格等 喪失・死亡	届出のうち、届出書のみ※により資格や権限の喪失の事実を届け出る手続（死亡の事実を届け出る手続を含む） ※戸籍謄抄本や住民票等の死亡の事実を確認する書類を添付する必要があるがあっても考慮しない（届出書のみと区分する。）	・個人事業者の死亡届出書 ・保育士死亡等の届出 等	25
5. 届出 －資格証 等返還	届出のうち、届出書に加え資格証等※の返還をもって資格や権限の喪失の事実を届け出る手続 ※戸籍謄抄本や住民票等の死亡の事実を確認する書類を除く	・国民健康保険資格喪失届	42
6. 届出 －変更通 知	届出のうち、世帯や氏名など、過去に申請・届出により行政に登録された情報を変更する手続（上記4.5を除く）	・氏名変更の届出 ・世帯変更の届出 等	13
7. 届出 －その他	届出のうち、上記の3類型(「4. 届出－資格等喪失・死亡」及び「5. 届出－資格証等返還」「6. 届出－変更通知」)に当てはまらない手続	・再調査の請求人の地位を継承した旨の届出(国税通則法) 等	8
			計 149

本調査で確認した「死亡に関する届出」

他の手続で登録された死亡情報を参照することにより、当該届出を省略可能としているもの(21手続)

ID	手続名	根拠法令	根拠法令備考	所管府省	手続の分類	手続主体	届出の提出先・ 処理主体	死亡情報を把握する手段	届出を省略可能とする規定等
22207	児童手当受給事由消滅の届出	児童手当法施行規則	—	04内閣府	4.届出－資格等喪失・死亡	児童手当の支給を受けている者	受給者⇒都道府県・市町村・省庁等	4.公簿(その他)	児童手当市町村事務処理ガイドライン第22条
	厚生年金保険給付にかかる年金受給権消滅届出書の提出	国家公務員共済組合法施行規則	—	15財務省	4.届出－資格等喪失・死亡	3.遺族	国家公務員共済組合連合会	2.公簿(住基ネット)	国家公務員共済組合法施行規則第114条の25第1項
	死亡の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	国	2.公簿(住基ネット)	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第三十九条の五
27622	児童扶養手当受給資格喪失の届出	児童扶養手当法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	児童扶養手当の受給者	(手当の支給機関が市長(特別区の区長を含む。)又は福祉事務所設置町村長の場合) 手続主体⇒市町村 (手当の支給機関が都道府県知事の場合) 手続主体⇒町村⇒都道府県	1.公簿(住基システム)	平成30年度児童扶養手当事務処理マニュアル 第4章 その他留意事項 VIII職権
26852	資格喪失の届出(全喪・転出・適用除外に該当)	国民健康保険法施行規則	—	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	その者が属する世帯の世帯主	手続主体⇒市町村又は国民健康保険組合	市町村の場合のみ公簿(住基システム)	国民健康保険法第9条第14項
27728	特別児童扶養手当受給資格喪失の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	—	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	受給者	手続主体⇒市区町村⇒都道府県・指定都市	3.公簿(戸籍)	特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則(平成23年障発0401第4号)」の「第五 受給資格喪失等について」のⅡ
28091	資格喪失の届出	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	—	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	被保険者の属する世帯の世帯主	市区町村⇒後期高齢者医療広域連合	1.公簿(住基システム)	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第78条第1項
2054	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(厚生年金保険)	厚生年金保険法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	厚生年金保険法第98条第4項ただし書き
2054	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(国民年金)	国民年金法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	国民年金法第105条第4項ただし書き
2082	厚生年金保険年金受給権者死亡届(旧)	厚生年金保険法施行規則 昭和61年改正令附則	旧厚生年金保険法施行規則第41条	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	厚生年金保険法第98条第4項ただし書き(60年改正法附則第78条第12項)
27783	国民年金被保険者死亡届	国民年金法施行規則	—	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒市町村長⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	国民年金法施行規則第4条第4項
27822	国民年金高齢・通算高齢年金受給権者死亡届(旧)	国民年金法施行規則 昭和61年改正令附則	旧国民年金法施行規則第24条	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒市区町村⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	国民年金法第105条第4項ただし書き(60年改正法附則第32条第13項)
27822	国民年金高齢・通算高齢年金受給権者死亡届(旧)	国民年金法施行規則 昭和61年改正令附則	旧国民年金法施行規則第30条にて準用する第24条	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒市区町村⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	国民年金法第105条第4項ただし書き(60年改正法附則第32条第13項)
27827	国民年金障害・母子・準母子・遺児・寡婦年金受給権者死亡届(旧)	国民年金法施行規則 昭和61年改正令附則	旧国民年金法施行規則第38条にて準用する第24条	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒市区町村⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	国民年金法第105条第4項ただし書き(60年改正法附則第32条第13項)
2105	共済年金年金受給権者死亡届	厚生年金保険法施行規則 附則	厚生年金保険法施行規則平成9年附則77条	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	厚生年金保険法第98条第4項ただし書き
203233	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(厚生年金保険)	厚生年金保険法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	厚生年金保険法第98条第4項ただし書き
203234	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(厚生年金保険)	厚生年金保険法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	厚生年金保険法第98条第4項ただし書き
203250	厚生年金保険年金受給権者死亡届(旧)	厚生年金保険法施行規則 昭和61年改正令附則	旧厚生年金保険法施行規則第43条の13	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	厚生年金保険法第98条第4項ただし書き(60年改正法附則第78条第12項)
203251	厚生年金保険年金受給権者死亡届(旧)	厚生年金保険法施行規則 昭和61年改正令附則	旧厚生年金保険法施行規則第57条	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	厚生年金保険法第98条第4項ただし書き(60年改正法附則第78条第12項)
203252	厚生年金保険年金受給権者死亡届(旧)	厚生年金保険法施行規則 昭和61年改正令附則	旧厚生年金保険法施行規則第74条	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	厚生年金保険法第98条第4項ただし書き(60年改正法附則第78条第12項)
203253	厚生年金保険年金受給権者死亡届(旧)	厚生年金保険法施行規則 昭和61年改正令附則	旧厚生年金保険法施行規則第76条の16	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構	2.公簿(住基ネット)	厚生年金保険法第98条第4項ただし書き(60年改正法附則第78条第12項)

他の手続で登録された死亡情報を参照することにより、当該届出を省略可能としているもの
(21 手続)

22207_児童手当受給事由消滅の届出 (児童手当法施行規則)

○手続の基礎情報

所管省庁	内閣府
手続の概要	受給者が、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したとき、市町村長に届け出る手続
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	児童手当の支給を受けている者
届出書の提出先	都道府県・市町村・省庁等
死亡情報の確認手段	公簿（その他）
届出を不要とする規定等	○児童手当市町村事務処理ガイドライン (職権に基づく支給事由消滅の処理) 第 2 2 条 受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができるものであること。 一 規則第 1 条に定める理由により児童が日本国内に住所を有しなくなった日から 3 年を経過した場合 二 法第 4 条第 4 項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合 三 支給対象の児童が施設入所等児童となったことに伴い、その父母等が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった場合 四 施設入所等児童でなくなったことに伴い、里親等又は施設設置者が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった場合 五 その他、支給要件を具備しなくなったことが明らかな場合

ID 無_厚生年金保険給付にかかる年金受給権消滅届出書の提出
(国家公務員共済組合法施行規則)

○手続の基礎情報

所管省庁	財務省
手続の概要	受給権者が死亡又はその権利を喪失したときに行う手続き。本人又は遺族等はすみやかに連合会に届出を提出しなければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	遺族
届出書の提出先	国家公務員共済組合連合会
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出） 第百十四条の二十五 厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けるときは、この限りでない。 一 受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所 二 年金の種類 三 個人番号又は基礎年金番号 四 年金証書の記号番号 五 受給権の消滅の事由

ID 無_ 死亡の届出

(戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則)

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金等受給者が死亡した場合には、戸籍法の規定による死亡の届出義務者はその旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、年金証書を速やかに厚生労働大臣に返還しなければならない。ただし、死亡の旨を届け出るのは、外国に住所を有する年金等受給者が死亡した場合に限る。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	国
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）（死亡の届出） 第三十九条の五 年金等受給者が死亡した場合には、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、障害年金証書、遺族年金証書又は遺族給与金証書を、速やかに厚生労働大臣に返還しなければならない。ただし、死亡の旨を届け出るのは、外国に住所を有する年金等受給者が死亡した場合に限る。

27622_児童扶養手当受給資格喪失の届出
(児童扶養手当法施行規則)

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	児童扶養手当の受給者が手当の支給要件に該当しなくなったときに行う手続。受給者は、速やかに、手当の支給機関に提出しなければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	児童扶養手当の受給者
届出書の提出先	(市区又は福祉事務所設置町村から支給されている場合) 手続主体⇒市町村 (都道府県から支給されている場合) 手続主体⇒町村⇒都道府県
死亡情報の確認手段	公簿（住基システム）
届出を不要とする規定等	○平成 30 年度児童扶養手当事務処理マニュアル Ⅷ 職権 職権により処分できる範囲は、支給要件に該当していない事実が戸籍謄本等の公簿により確認できるとき（児童が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日になった、等の場合）である。職権の根拠は、支給要件に該当しない場合は、当然資格喪失となるのであって、申請に基づく資格喪失の場合と同様であり、法第 4 条に基づくものである。

26852_資格喪失の届出（全喪・転出・適用除外に該当）
（国民健康保険法施行規則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	都道府県の区域内に住所を有しなくなった場合や国民健康保険の適用除外となった場合に、世帯主が行う手続。資格を喪失した事実の発生した日の翌日から 14 日以内に、市町村又は国民健康保険組合に届出の必要がある。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	死亡者が属する世帯の世帯主
届出書の提出先	市町村又は国民健康保険組合
死亡情報の確認手段	市町村の場合のみ公簿（住基システム）
届出を不要とする規定等	○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号） （届出等） 第九条 14 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は第九項の規定による届出があつたものとみなす。 なお、住民票が消除された場合、保険者の職権により資格を喪失させても差し支えない旨、以下の通知で示している。 ○国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて（平成 4 年 3 月 31 日保険発第 40 号）

27728_特別児童扶養手当受給資格喪失の届出
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条に定める支給要件に該当しなくなった場合に行う手続き。 受給者は、速やかに、資格喪失届を都道府県知事に提出しなければならない。 (解釈) 左記 1-3 の「法律第3条に定める支給要件に該当しなくなった場合」の中には、支給対象障害児が死亡した場合も含む。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	受給者
届出書の提出先・手続の処理主体	市区町村⇒都道府県・指定都市
死亡情報の確認手段	公簿（戸籍）
届出を不要とする規定等	特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則（平成23年障発0401第4号） 第五 受給資格喪失等について Ⅱ 職権に基づいて受給資格が消滅したものと決定したときは、おおむね、次の手続をとるものとする。市町村から証書交付停止報告書又は証書返付停止報告書の提出があったときは、これに順ずるものとする。 1 番号簿の当該備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、当該部分の全体に斜線（赤書）を付すること。 2 受給資格者台帳の受給資格喪失欄に当該所定事項を記入し、これを支給廃止簿に編入すること。 3 当該台帳索引票の備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、これを台帳索引簿から除去すること。 4 資格喪失通知書を市町村に送付し、受給資格者台帳の備考欄に資格喪失通知著送付年月日を記入すること。証書を提出させる必要がある場合には、証書提出命令書も併せて市町村に送付すること。 5 証書提出命令書に基づき、市町村から証書の送付を受けたときは、当該証書につき、前記1の6及び8に準じて必要な手続をとること。

28091_資格喪失の届出

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則)

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	後期高齢者医療の被保険者の資格喪失手続。被保険者は、資格を喪失したときは、14日以内に届出書を提出しなければならない。
手続の分類	届出—資格証等返還
手続主体	被保険者が属する世帯の世帯主
届出書の提出先	市町村⇒後期高齢者医療広域連合
死亡情報の確認手段	公簿（住基システム）
届出を不要とする規定等	○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号） （添付書類等の省略） 第七十八条 後期高齢者医療広域連合は、前節及びこの節の規定による申請又は届出に関し作成する申請書又は届書に添付し、又は提示しなければならない書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付又は提示を省略させることができる。

2054_国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届（厚生年金保険）
（厚生年金保険法施行規則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、10日以内にその旨を機構に届出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） （届出等） 第九十八条 4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

2054_国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届（国民年金）
（国民年金法施行規則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、14日以内にその旨を機構に届出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号） （届出等） 第百五条 4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

2082_厚生年金保険年金受給権者死亡届（旧）
（厚生年金保険法施行規則 昭和 61 年改正令附則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、10 日以内にその旨を機構に届出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） （届出等） 第九十八条 4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。 附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄 （旧厚生年金保険法による給付） 第七十八条 12 第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定する同法による年金たる保険給付若しくは一時金たる保険給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、同法第百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。

27783_国民年金被保険者死亡届
(国民年金法施行規則)

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、10 日以内にその旨を機構に届出なければならぬ。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	市町村⇒日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○国民年金法施行規則第 4 条第 4 項

27822_国民年金老齢・通算老齢年金受給権者死亡届（旧国民年金法施行規則第 24 条）
（国民年金法施行規則 昭和 61 年改正令附則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、14 日以内にその旨を機構に届出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	市町村⇒日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号） 第 105 条第 4 項ただし書き （届出等） 第百五条 4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。 附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄 （旧国民年金法による給付） 第三十二条 13 第一項に規定する旧国民年金法による年金たる給付又は前項に規定する同法による年金たる給付若しくは一時金たる給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新国民年金法第百五条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、施行日以後の行為に対する同法第百十一条の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する給付とみなす。

27822_国民年金老齢・通算老齢年金受給権者死亡届（旧国民年金法施行規則第 30 条にて準用する第 24 条）
（国民年金法施行規則 昭和 61 年改正令附則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、14 日以内にその旨を機構に届出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	市町村⇒日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号） 第 105 条第 4 項ただし書き （届出等） 第百五条 4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。 附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄 （旧国民年金法による給付） 第三十二条 13 第一項に規定する旧国民年金法による年金たる給付又は前項に規定する同法による年金たる給付若しくは一時金たる給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新国民年金法第百五条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、施行日以後の行為に対する同法第百十一条の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する給付とみなす。

27827_国民年金障害・母子・準母子・遺児・寡婦年金受給権者死亡届（旧国民年金法施行規則第 38 条にて準用する第 24 条）
（国民年金法施行規則 昭和 61 年改正令附則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、14 日以内にその旨を機構に届出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	市町村⇒日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号） 第 105 条第 4 項ただし書き （届出等） 第百五条 4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。 附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄 （旧国民年金法による給付） 第三十二条 13 第一項に規定する旧国民年金法による年金たる給付又は前項に規定する同法による年金たる給付若しくは一時金たる給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新国民年金法第百五条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、施行日以後の行為に対する同法第百十一条の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する給付とみなす。

2105_共済年金年金受給権者死亡届
(厚生年金保険法施行規則 附則)

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、10 日以内にその旨を機構に届出なければならぬ。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） （届出等） 第九十八条 4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

203233_国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届（厚生年金保険）
（厚生年金保険法施行規則第 57 条第 1 項）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、10 日以内にその旨を機構に届出なければならぬ。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） （届出等） 第九十八条 4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

203234_国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届（厚生年金保険）
（厚生年金保険法施行規則第 74 条第 1 項）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、10 日以内にその旨を機構に届出なければならぬ。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） （届出等） 第九十八条 4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

203250_厚生年金保険年金受給権者死亡届（旧厚生年金保険法施行規則第 43 条の 13）
（厚生年金保険法施行規則 昭和 61 年改正令附則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、10 日以内にその旨を機構に届出なければならぬ。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） （届出等） 第九十八条 4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。 附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄 （旧厚生年金保険法による給付） 第七十八条 12 第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定する同法による年金たる保険給付若しくは一時金たる保険給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、同法第百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。

203251_厚生年金保険年金受給権者死亡届（旧厚生年金保険法施行規則第 57 条）
（厚生年金保険法施行規則 昭和 61 年改正令附則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、10 日以内にその旨を機構に届出なければならぬ。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） （届出等） 第九十八条 4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。 附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄 （旧厚生年金保険法による給付） 第七十八条 12 第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定する同法による年金たる保険給付若しくは一時金たる保険給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、同法第百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。

203252_厚生年金保険年金受給権者死亡届（旧厚生年金保険法施行規則第 74 条）
（厚生年金保険法施行規則 昭和 61 年改正令附則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、10 日以内にその旨を機構に届出なければならぬ。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） （届出等） 第九十八条 4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。 附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄 （旧厚生年金保険法による給付） 第七十八条 12 第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定する同法による年金たる保険給付若しくは一時金たる保険給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、同法第百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。

203253_厚生年金保険年金受給権者死亡届（旧厚生年金保険法施行規則第 76 条の 16）
（厚生年金保険法施行規則 昭和 61 年改正令附則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給権者が死亡したときの手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、10 日以内にその旨を機構に届出なければならぬ。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	日本年金機構
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）
届出を不要とする規定等	○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） （届出等） 第九十八条 4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。 附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄 （旧厚生年金保険法による給付） 第七十八条 12 第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定する同法による年金たる保険給付若しくは一時金たる保険給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、同法第百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。

他の手続で登録された死亡情報を参照できないこと等から、当該届出の省略を認めていないもの(35手続)

ID	手続名	根拠法令	所管府省	手続の分類	手続主体	届出の提出先・ 処理主体
22602	死亡に伴う、届出があったことを証する書面の返納	探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則	07国家公安委員会・警察庁	5.届出－資格証等返還	同居の親族又は法定代理人	都道府県公安委員会
22248	許可証の返納理由書の提出	古物営業法施行規則	07国家公安委員会・警察庁	5.届出－資格証等返還	同居の親族又は法定代理人	都道府県公安委員会
22231	死亡の届出	質屋営業法	07国家公安委員会・警察庁	5.届出－資格証等返還	同居の親族、法定代理人又は管理者	都道府県公安委員会
22389	所持許可証の返納の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則	07国家公安委員会・警察庁	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	都道府県公安委員会
23637	廃業等の届出	貸金業法	09金融庁	4.届出－資格等喪失・死亡	2.相続人	(都道府県知事登録) 手続主体→都道府県(財務(支)局長登録) 手続主体→財務事務所→財務(支)局
200896	恩給受給者の失権届	恩給給与規則<恩給法>	12総務省	4.届出－資格等喪失・死亡	本人、遺族又は縁故者	総務省
454	中長期在留者による所属機関等に関する届出	出入国管理及び難民認定法	13法務省	4.届出－資格等喪失・死亡	中長期在留者(在留資格「家族滞在」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」をもって在留する者で配偶者としての身分を有することが在留資格の基礎となっている中長期在留者)	地方入国管理局
1701	年金等受給権者の死亡届	労働者災害補償保険法施行規則	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	3.遺族	所轄労働基準監督署長
27665	戦傷病者死亡届	戦傷病者特別援護法施行規則	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	都道府県
26295	准看護師籍の登録の抹消申請	保健師助産師看護師法施行令	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体→都道府県
27409	医籍登録の抹消	医師法施行令	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体→市区町村→都道府県→厚生労働省
27465	歯科医籍登録の抹消	歯科医師法施行令	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体→市区町村→都道府県→厚生労働省
201763	支給認定の取消しに係る医療受給者証の返還	難病の患者に対する医療等に関する法律	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	3.遺族	都道府県・指定都市・中核市
12929	麻薬取扱者の死亡又は解散の届出	麻薬及び向精神薬取締法	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	2.相続人	手続主体→厚生労働大臣又は都道府県知事
12933	向精神薬営業者の死亡又は解散の届出	麻薬及び向精神薬取締法	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	2.相続人	手続主体→厚生労働大臣又は都道府県知事
12946	麻薬等原料営業者の死亡又は解散の届出	麻薬及び向精神薬取締法	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	2.相続人	手続主体→厚生労働大臣又は都道府県知事
12949	向精神薬試験研究施設設置者の死亡又は解散の届出	麻薬及び向精神薬取締法	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	2.相続人	手続主体→厚生労働大臣又は都道府県知事
26505	麻薬等原料営業者の業務廃止の届出	麻薬及び向精神薬取締法	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	2.相続人	手続主体→厚生労働大臣又は都道府県知事
26509	死亡・解散の届出	大麻取締法	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	2.相続人	手続主体→都道府県知事
26517	覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者の死亡等による業務廃止等の届出	覚せい剤取締法	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	2.相続人	手続主体→都道府県知事→厚生労働大臣 手続主体→都道府県知事
26520	覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者、覚せい剤研究者の死亡等による業務廃止等の届出	覚せい剤取締法	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	2.相続人	手続主体→都道府県知事
202128	薬剤師の死亡・失踪時に行う登録の消滅	薬剤師法施行令	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	都道府県
1590	健康管理手帳の返還	労働安全衛生規則	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	相続人又は法定代理人	都道府県労働局長
202648	受胎調節実地指導員の死亡時等の届出	母体保護法施行規則	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	都道府県
202695	保育士の死亡等の届出	児童福祉法施行規則	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体→都道府県知事
2068	死亡の届出(脱退一時金)(国民年金)	国民年金法施行規則	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体→日本年金機構
27855	特別障害給付金受給資格者死亡届	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体→市区町村→日本年金機構
203060	保険医等の死亡等の届出	保険医療機関及び保険業法の指定並びに保険医及び保険業薬剤師の登録に関する省令	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	地方厚生局
204138	(旧制度)給付に係る届出等	農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)附則8～11条(独立行政法人農業者年金基金法附則第6条第3項)農業者年金基金法第42条、43条の2、第46条、第79条、同法施行規則第34条の2、第35条、35条の32～34、35条の50～59、第36～39条、40～43条	18農林水産省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	(独)農業者年金基金(業務委託により農業委員会、JAを経由)
204141	(新制度)給付に係る届出等	独立行政法人農業者年金基金法第31条、第34条、第60条、同法施行規則第7条、第27条、第28条、第36～第46条	18農林水産省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	(独)農業者年金基金(業務委託により農業委員会、JAを経由)
34866	不動産鑑定士の死亡等の届出	不動産の鑑定評価に関する法律	20国土交通省	4.届出－資格等喪失・死亡	2.相続人	手続主体→都道府県知事→国土交通大臣
31547	宅地建物取引士の死亡等の届出	宅地建物取引業法	20国土交通省	5.届出－資格証等返還	2.相続人	都道府県
36510	許可証の返納	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	21環境省	5.届出－資格証等返還	相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人	都道府県知事
36510	廃業等の届出(第一種動物取扱業)	動物の愛護及び管理に関する法律	21環境省	5.届出－資格証等返還	2.相続人	都道府県知事
36510	廃業等の届出(第二種動物取扱業)	動物の愛護及び管理に関する法律	21環境省	4.届出－資格等喪失・死亡	2.相続人	都道府県知事

他の手続で登録された死亡情報を参照できないこと等から、当該届出の省略を認めていないもの（35 手続）

22602_死亡に伴う、届出があったことを証する書面の返納
（探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則）

○手続概要

所管省庁	国家公安委員会・警察庁
手続の概要	探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡した場合、同居の親族又は法定代理人が行う手続。上記の者は、死亡者に係る探偵業届出証明書を返納しなければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	同居の親族又は法定代理人
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県公安委員会

22248_許可証の返納理由書の提出
（古物営業法施行規則）

○手続概要

所管省庁	国家公安委員会・警察庁
手続の概要	古物商等が死亡した場合、同居の親族又は法定代理人が行う手続。上記の者は、当該古物商等の死亡の日から10日以内に、返納理由書を提出しなければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	同居の親族又は法定代理人
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県公安委員会

22231_死亡の届出
(質屋営業法)

○手続概要

所管省庁	国家公安委員会・警察庁
手続の概要	質屋が死亡した場合、同居の親族、法定代理人又は管理者が行う手続。上記の者は、当該質屋の死亡の日から10日以内に、届書を提出しなければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	同居の親族、法定代理人又は管理者
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県公安委員会

22389_所持許可証の返納の届出
(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則)

○手続概要

所管省庁	国家公安委員会・警察庁
手続の概要	所持許可等が失効し、取り消され、又は亡失し、若しくは盗み取られた許可証等を回復した場合に、所持許可等を受けた者等が行う手続。これらの場合、所持許可等を受けた者等は、すみやかに許可証を返納しなければならない。 また、所持許可等を受けた者が死亡したことにより許可等が失効したとき、親族等は、当該死亡の事実を知った日から起算して10日以内に許可証を返納しなければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県公安委員会

23637_廃業等の届出
(貸金業法)

○手続概要

所管省庁	金融庁
手続の概要	貸金業者の廃業等の届出を行う手続。また、貸金業者が死亡した場合にその相続人が届出を行う手続
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	(都道府県知事登録の場合) 都道府県 (財務(支)局長登録の場合) 財務事務所→財務(支)局

200896_恩給受給者の失権届
(恩給給与規則<恩給法>)

○手続概要

所管省庁	総務省
手続の概要	国外居住の恩給権者が死亡した場合の手続
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	本人、遺族又は縁故者
届出書の提出先・手続の処理主体	総務省

454_中長期在留者による所属機関等に関する届出
(出入国管理及び難民認定法)

○手続概要

所管省庁	法務省
手続の概要	在留資格「家族滞在」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」をもって在留する中長期在留者で、配偶者としての身分を有することが在留資格の基礎となっている者が配偶者との離婚又は死別があったときに届出する手続。当該中長期在留者は、離婚又は死別の事実が生じた日から 14 日以内に法務大臣に対して届出を行わなければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	中長期在留者（在留資格「家族滞在」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」をもって在留する者で配偶者としての身分を有することが在留資格の基礎となっている中長期在留者）
届出書の提出先・手続の処理主体	地方入国管理局

1701_年金等受給権者の死亡届
(労働者災害補償保険法施行規則)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	年金受給者が死亡した場合に、その遺族が行う手続。遅滞なく所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	遺族
届出書の提出先・手続の処理主体	所轄労働基準監督署

27665_戦傷病者死亡届
(戦傷病者特別援護法施行規則)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	戦傷病者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、死亡した者の死亡の際における居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県

26295_准看護師籍の登録の抹消申請
(保健師助産師看護師法施行令)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	准看護師が、死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡または失踪の届出義務者は、30 日以内に、准看護師籍の登録の抹消を申請しなければならない。 この対象には、死亡の他失踪の宣告を受けた場合も含まれる。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県

27409_医籍登録の抹消
(医師法施行令)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	医師が、死亡又は失踪の宣告を受けた場合などに行う手続。死亡又は失踪の届出義務者は、申請書に必要書類(※)を添え、30日以内に医籍の抹消申請をしなければならない。その際、医師免許証並びに戸籍、死亡診断書又は死体検案書を添付する。 この対象には、死亡の他失踪の宣告を受けた場合も含まれる。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	市区町村⇒都道府県⇒厚生労働省

27465_歯科医籍登録の抹消
(歯科医師法施行令)

○手続概要

所管省庁	
手続の概要	医師が、死亡又は失踪の宣告を受けた場合などに行う手続。死亡又は失踪の届出義務者は、申請書に必要書類(※)を添え、30日以内に医籍の抹消申請をしなければならない。 この対象には、死亡の他失踪の宣告を受けた場合も含まれる。 ※歯科医師免許証並びに戸籍、死亡診断又は死体検案書
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	市区町村⇒都道府県⇒厚生労働省

201763_支給認定の取消しに係る医療受給者証の返還
(難病の患者に対する医療等に関する法律)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	特定医療費の支給を受ける指定難病の患者が死亡したとき又は医療を受けることを中止したとき、支給認定の有効期間が満了したとき、受給者が他の都道府県に居住地を移したとき、その他当該都道府県において支給認定を行う理由がなくなったときに受給者証を返還させる。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	遺族
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県・指定都市・中核市

12929_麻薬取扱者の死亡又は解散の届出
(麻薬及び向精神薬取締法)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	麻薬取扱者が死亡し、又は法人たる麻薬取扱者が解散したときは、その旨を届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	(都道府県⇒) 厚生労働省

12933_向精神薬営業者の死亡又は解散の届出
(麻薬及び向精神薬取締法)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	向精神薬営業者が死亡し、又は法人たる向精神薬営業者が解散したときは、その旨を届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	(都道府県⇒) 厚生労働省

12946_麻薬等原料営業者の死亡又は解散の届出
(麻薬及び向精神薬取締法)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	麻薬等原料営業者が死亡し、又は法人たる麻薬等原料営業者が解散したときは、その旨を届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	(都道府県⇒) 厚生労働省

12949_向精神薬試験研究施設設置者の死亡又は解散の届出
(麻薬及び向精神薬取締法)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	向精神薬試験研究施設設置者が死亡し、又は法人たる向精神薬試験研究施設設置者が解散したときは、その旨を届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	(都道府県⇒) 厚生労働省

26505_麻薬等原料営業者の業務廃止の届出
(麻薬及び向精神薬取締法)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	麻薬等原料営業者が、麻薬向精神薬原料に関する業務を廃止するときは、その旨を届け出なければならない。この対象には死亡の場合も含まれる。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	(都道府県⇒) 厚生労働省

26509_死亡・解散の届出
(大麻取締法)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	大麻取扱者が死亡又は解散したときは、その旨を届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県

26517_覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者の死亡等による業務廃止等の届出
(覚せい剤取締法)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者の死亡等があったときは、その旨を届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県⇒厚生労働省

26520_覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者、覚せい剤研究者の死亡等による業務廃止等の届出
(覚せい剤取締法)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者、覚せい剤原料研究者の死亡等があったときは、その旨を届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県

202128_薬剤師の死亡・失踪時に行う登録の消除
(薬剤師法施行令)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	薬剤師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、薬剤師名簿の登録の消除を申請しなければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県

1590_健康管理手帳の返還
(労働安全衛生規則)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	健康管理手帳所持者が死亡した際に当該手帳所持者の相続人又は法定代理人が手帳を所持者の住所を管轄する都道府県労働局長に変換する手続
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人又は法定代理人
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県労働局

202648_受胎調節実地指導員の死亡時等の届出
(母体保護法施行規則)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	母体保護法第 15 条第 1 項の規定による指定を受けた者（受胎調節実地指導員）が死亡又は失踪宣告を受けた場合に行う手続。戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）による死亡又は失踪の届出義務者は、30 日以内に指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県

202695_保育士の死亡等の届出
(児童福祉法施行規則)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	保育士が死亡し、又は失踪の宣言を受けた場合に行う手続。戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を登録を行った都道府県知事に届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県

2068_死亡の届出（脱退一時金）（国民年金）
(国民年金法施行規則)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	脱退一時金請求者（外国籍の者）が、請求後、受取前に死亡したときの手続。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	日本年金機構

27855_特別障害給付金受給資格者死亡届

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則)

○手続概要

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	受給資格者が死亡した時の手続。戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、14 日以内にその旨を機構に届出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	日本年金機構

203060_保険医の死亡等の届出

(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令)

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	保険医又は保険薬剤師が死亡又は失そうした際に行う手続。戸籍法による死亡又は失そうの届出義務者は、速やかに、その旨及びその年月日を管轄する地方厚生局長等に届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先	地方厚生局

204138_（旧制度）給付に係る届出等
（農業者年金基金法の一部を改正する法律）

○手続概要

所管省庁	農林水産省
手続の概要	農業者年金の被保険者又は受給権者が死亡したときに行う手続き。戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による死亡の届出義務者は、10 日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	（独）農業者年金基金（業務委託により農業委員会、JA を経由）

204141_（新制度）給付に係る届出等
（独立行政法人農業者年金基金法）

○手続概要

所管省庁	農林水産省
手続の概要	農業者年金の被保険者又は受給権者が死亡したときに行う手続き。戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による死亡の届出義務者は、10 日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	（独）農業者年金基金（業務委託により農業委員会、JA を経由）

34866_不動産鑑定士の死亡等 の届出
(不動産の鑑定評価に関する法律)

○手続概要

所管省庁	国土交通省
手続の概要	不動産鑑定士が死亡した時等に行う手続。相続人は、その事実を知った日（死亡以外の場合はその日）から 30 日以内に、当該不動産鑑定士の住所地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県⇒国土交通大臣

31547_宅地建物取引士の死亡等の届出
(宅地建物取引業法)

○手続概要

所管省庁	国土交通省
手続の概要	宅地建物取引士の登録を受けている者が、死亡等に該当することとなった場合に行う手続。その相続人等は、事実日（死亡については、その事実を知った日）から 30 日以内に、当該登録をしている都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県

36510_許可証の返納

(動物の愛護及び管理に関する法律施行規則)

○手続概要

所管省庁	環境省
手続の概要	許可証を有している者（第二号に掲げる事由が発生した場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる事由が発生した場合は、その事由が発生した日（許可を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。 一 許可を取り消されたとき。 二 許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）、又は解散したとき。 三 第六項の規定により許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県

36510_廃業等の届出（第一種動物取扱業）

(動物の愛護及び管理に関する法律)

○手続概要

所管省庁	環境省
手続の概要	一種動物取扱業者が死亡した場合には、その相続人が 30 日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。 有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、上述の届出に添付する。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県

36510_廃業等の届出(第二種動物取扱業)
(動物の愛護及び管理に関する法律)

○手続概要

所管省庁	環境省
手続の概要	第二種動物取扱業者が死亡した場合には、その相続人が 30 日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	相続人
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県

他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、当該届出の省略を認めていないもの(11手続)

ID	手続名	根拠法令	所管府省	手続の分類	手続主体	届出の提出先・ 処理主体	死亡情報を把握 する手段
642	個人事業者の死亡届出書	消費税法	15財務省	4.届出－資格等喪失・死亡	2.相続人	所轄の税務署長	5.他手続き
201900	死亡の届出(医療特別手当)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	都道府県、広島市及び長崎市	2.公簿(住基ネット)
201957	死亡の届出(介護手当)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	都道府県、広島市及び長崎市	2.公簿(住基ネット)
202014	障害年金、遺族年金の受給者死亡の届出	予防接種法施行規則	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	市町村長	1.公簿(住基システム)
27623	児童扶養手当受給者死亡の届出	児童扶養手当法	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	(手当の支給機関が市長又は福祉事務所設置町村長の場合) 手続主体⇒市町村 (手当の支給機関が都道府県知事の場合) 手続主体⇒町村⇒都道府県 手続主体⇒市区町村⇒都道府県	1.公簿(住基システム)
26694	身体障害者手帳返還届	・身体障害者福祉法 ・身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(通知)	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	その者の親族若しくは同居の縁故者で障害者手帳を所持するもの	手続主体⇒市区町村⇒都道府県	1.公簿(住基システム)
27719	特別障害者手当(障害児福祉手当)受給者死亡の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	17厚生労働省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	①手続主体⇒市及び福祉事務所設置町村 ②手続主体⇒町村⇒都道府県	3.公簿(戸籍)
27729	特別児童扶養手当受給者死亡の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒市区町村⇒都道府県・指定都市	3.公簿(戸籍)
26777	資格喪失の届出	介護保険法、介護保険法施行規則	17厚生労働省	5.届出－資格証等返還	被保険者	市町村	1.公簿(住基システム)
36427	遺族補償費が支給されなくなる場合の届出	公害健康被害の補償等に関する法律施行規則	21環境省	4.届出－資格等喪失・死亡	3.遺族	公害健康被害補償法施行令第1条及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令第1条に定める地域の長	2.公簿(住基ネット)
36443	被認定者の死亡の届出	公害健康被害の補償等に関する法律施行規則	21環境省	4.届出－資格等喪失・死亡	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	公害健康被害補償法施行令第1条及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令第1条に定める地域の長	2.公簿(住基ネット)

他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、当該届出の省略を認めていない手続
(11 手続)

642_個人事業者の死亡の届出 (消費税法)

○手続の基礎情報

所管省庁	財務省
手続の概要	個人の課税事業者が死亡した場合の手続
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	個人事業の相続人
届出書の提出先	所轄税務署
死亡情報の確認手段	他手続き（相続税法第 58 条）

○省略不可としている理由等

①当該届出をさせる理由

法令により届け出ることを定めており、死亡情報を確実に把握するため。

②当該死亡の届出がない場合の支障

死亡情報の把握が遅れる可能性がある。

③届出以外の方法により死亡事実を把握する手段がある上で、当該手続の届出をさせる理由

法令に定めているため。

④届出がない場合であって、別の手段により死亡情報を把握した際の処理方針

当該届出を提出するよう相続人に求める。

⑤死亡情報を把握することにより、当該届出の省略を可能とするために必要な対応

法令改正

⑥⑤で必要な対応を講じても、当該届出を省略できない支障

特になし。

201900_ 死亡の届出（医療特別手当）

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第 24 条の医療特別手当受給権者が死亡した時に行う手続 戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、その死亡した者の氏名及び死亡年月日を死亡の事実を証する書類を添付して、14 日以内に死亡した者の居住地の都道府県知事に提出しなければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県、広島市及び長崎市
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）

○省略不可としている理由等

①当該届出をさせる理由

医療特別手当の支給は、要件に該当しなくなった日の属する月で終わるところ。受給者が死亡した場合、手当の支給を終了させ、過誤払いをしないため。

②当該死亡の届出がない場合の支障

手続きの処理主体が、受給者の死亡を認知できず、誤って手当を支給をしてしまう恐れがある。

③届出以外の方法により死亡事実を把握する手段がある上で、当該手続の届出をさせる理由

迅速かつ確実に、死亡の事実の確認を行うため。

④届出がない場合であって、別の手段により死亡情報を把握した際の処理方針

実務上、手当を差し止めるとともに、手続き処理主体が、戸籍法の規定による死亡の届出義務者に対して、届出させることを求めている。

⑤死亡情報を把握することにより、当該届出の省略を可能とするために必要な対応

省令改正

⑥⑤で必要な対応を講じても、当該届出を省略できない支障

特になし

201957_ 死亡の届出（介護手当）

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第 31 条の介護手当継続支給対象者が死亡した時に行う手続 戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、その死亡した者の氏名及び死亡年月日を死亡の事実を証する書類を添付して、14 日以内に死亡した者の居住地の都道府県知事に提出しなければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	都道府県、広島市及び長崎市
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）

○省略不可としている理由等

①当該届出をさせる理由

介護手当の支給は、要件に該当しなくなった日の属する月で終わるところ。受給者が死亡した場合、手当の支給を終了させ、過誤払いをしないため。

②当該死亡の届出がない場合の支障

手続きの処理主体が、受給者の死亡を認知できず、誤って手当を支給をしてしまう恐れがある。

③届出以外の方法により死亡事実を把握する手段がある上で、当該手続の届出をさせる理由

迅速かつ確実に、死亡の事実の確認を行うため。

④届出がない場合であって、別の手段により死亡情報を把握した際の処理方針

実務上、手当を差し止めるとともに、手続き処理主体が、戸籍法の規定による死亡の届出義務者に対して、届出させることを求めている。

⑤死亡情報を把握することにより、当該届出の省略を可能とするために必要な対応

省令改正

⑥⑤で必要な対応を講じても、当該届出を省略できない支障

特になし

202014_ 障害年金、遺族年金の受給者死亡の届出 (予防接種法施行規則)

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	予防接種法の健康被害救済給付における年金受給者が死亡した時に行う手続き。 戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、速やかにその死亡した者の氏名及び死亡年月日を死亡の事実を証する書類を添付して市町村に提出しなければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	市町村
死亡情報の確認手段	公簿（住基システム）

○省略不可としている理由等

①当該届出をさせる理由

死亡事実の確認のため。

②当該死亡の届出がない場合の支障

死亡の事実を速やかに確認できないことで、過払いなど支給期間に影響がでる恐れがある。

③届出以外の方法により死亡事実を把握する手段がある上で、当該手続の届出をさせる理由

確実に確認をおこなうため。

④届出がない場合であって、別の手段により死亡情報を把握した際の処理方針

支給の一時差し止めをすることができる。報告をしない状態が続く場合には、支給の要件が確認できないものとして、法に基づく支給に関する規定を根拠に、職権で、支給決定処分を取り消し、又は撤回することができる。

⑤死亡情報を把握することにより、当該届出の省略を可能とするために必要な対応

通知の改正、法令改正等

⑥⑤で必要な対応を講じても、当該届出を省略できない支障

特になし。

27623_ 児童扶養手当受給者死亡の届出 (児童扶養手当法)

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	児童扶養手当の受給者が死亡した場合に行う手続。戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、14 日以内に手当の支給機関に提出しなければならない。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	(手当の支給機関が市又は福祉事務所設置町村の場合) 市町村 (手当の支給機関が都道府県の場合) 町村⇒都道府県
死亡情報の確認手段	公簿（住基システム）

○省略不可としている理由等

①当該届出をさせる理由

受給者が死亡した場合、手当の支給を終了させ、過誤払いをしないため。

②当該死亡の届出がない場合の支障

行政庁が受給者の死亡を認知できず、誤って手当を支給してしまう恐れがある。

③届出以外の方法により死亡事実を把握する手段がある上で、当該手続の届出をさせる理由

迅速且つ確実に、死亡の事実の確認を行うため。

④届出がない場合であって、別の手段により死亡情報を把握した際の処理方針

実務上、手当を差し止めるとともに、監護等児童であった者に対し、死亡者に支払うべき未払いの手当を支払うため、請求するように求めている。

⑤死亡情報を把握することにより、当該届出の省略を可能とするために必要な対応

法律及び省令改正

⑥⑤で必要な対応を講じても、当該届出を省略できない支障

死亡した事実を即時に把握する仕組みがないこと。

26694_身体障害者手帳返還届

(身体障害者福祉法、身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(通知))

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	身体障害者手帳の交付を受けた者が死亡したときに、その者の親族又は同居の縁故者でその手帳を所持する者が都道府県知事等に返還する手続
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	その者の親族若しくは同居の縁故者で障害者手帳を所持するもの
届出書の提出先・手続の処理主体	市区町村⇒都道府県
死亡情報の確認手段	公簿(住基システム)

○省略不可としている理由等

①当該届出をさせる理由

手帳所持者は、例えば公共交通機関の運賃割引など特典を得られるが、死亡した場合は無効となる。不正使用防止の観点等から、身体障害者福祉法に返還義務規定を設けている。(法第16条) また、この規定に違反した者に対する罰則規定を設けている。(法第46条)

②当該死亡の届出がない場合の支障

無効である手帳が返還されないことにより、他人に不正使用されるおそれがある。

③届出以外の方法により死亡事実を把握する手段がある上で、当該手続の届出をさせる理由

例えば、公共交通機関の運賃割引など、無効である手帳が返還されないことにより、他人に不正使用されるおそれがあるため。

④届出がない場合であって、別の手段により死亡情報を把握した際の処理方針

都道府県知事は身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したときは身体障害者手帳交付台帳から、その身体障害者手帳に関する記載事項を削除しなければならない。(身体障害者福祉法施行令第9条第7項)

⑤死亡情報を把握することにより、当該届出の省略を可能とするために必要な対応

法令、通知改正

⑥⑤で必要な対応を講じても、当該届出を省略できない支障

返還を不要とした場合でも、本人以外の者が不正使用するおそれがある。

27719_特別障害者手当（障害児福祉手当）受給者死亡の届出 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	特別障害者手当（障害児福祉手当）受給者が死亡した際に行う手続き。 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、14日以内に、手当の支給機関に提出しなければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続 の処理主体	①市及び福祉事務所設置町村（福祉事務所がある市町村） ②町村⇒都道府県（福祉事務所がない町村）
死亡情報の確認手段	公簿（戸籍）

○省略不可としている理由等

①当該届出をさせる理由

受給者が死亡した場合、手当の受給資格を喪失させるため。

②当該死亡の届出がない場合の支障

行政庁が受給者の死亡を認知できず、手当の過払いが発生する恐れがある。

③届出以外の方法により死亡事実を把握する手段がある上で、当該手続の届出をさせる理由

法令上、届出以外の方法による死亡事実を把握する手段を想定していない。

④届出がない場合であって、別の手段により死亡情報を把握した際の処理方針

実務上、手当の差し止めを行うとともに、戸籍法の規定による死亡の届出義務者に対して届出をするように求めている

⑤死亡情報を把握することにより、当該届出の省略を可能とするために必要な対応

法令改正

⑥⑤で必要な対応を講じても、当該届出を省略できない支障

支障なし。

27729_特別児童扶養手当受給者死亡の届出 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	特別児童扶養手当受給者が死亡した際に行う手続き。 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、14日以内に、手当の支給機関に提出しなければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	市区町村⇒都道府県・指定都市
死亡情報の確認手段	公簿（戸籍）

○省略不可としている理由等

①当該届出をさせる理由

受給者が死亡した場合、手当の受給資格を喪失させるため。

②当該死亡の届出がない場合の支障

行政庁が支給対象障害児の死亡を認知できず、過払いが発生する恐れがある。

③届出以外の方法により死亡事実を把握する手段がある上で、当該手続の届出をさせる理由

法令上、届出以外の方法による死亡事実を把握する手段を想定していない。

④届出がない場合であって、別の手段により死亡情報を把握した際の処理方針

実務上、手当の差し止めを行うとともに、戸籍法の規定による死亡の届出義務者に対して届出をするように求めている。

⑤死亡情報を把握することにより、当該届出の省略を可能とするために必要な対応

法令改正

⑥⑤で必要な対応を講じても、当該届出を省略できない支障

支障なし。

26777_資格喪失の届出

(介護保険法、介護保険法施行規則)

○手続の基礎情報

所管省庁	厚生労働省
手続の概要	被保険者証交付済被保険者が、被保険者の資格を喪失した場合に行う手続。被保険者は、14日以内に届書を市町村に提出しなければならない。 (解釈) 1-3の「資格を喪失した場合」の中には、死亡により資格を喪失した場合を含む。
手続の分類	届出－資格証等返還
手続主体	被保険者
届出書の提出先・手続の処理主体	市町村
死亡情報の確認手段	公簿（住基システム）

○省略不可としている理由等

①当該届出をさせる理由

保険者は、被保険者の資格を有している者に対して、保険料の徴収や介護給付を行う。そのため、被保険者は資格を喪失した場合は速やかに届け出る必要がある。

②当該死亡の届出がない場合の支障

介護保険料の徴収が不当に続く場合がある。特に保険料の徴収方法が特別徴収の場合は、年金からの天引きになるため、死亡後も引き続き保険料が徴収される可能性が高くなる。更に、死亡後も介護給付がなされる可能性がある。

③届出以外の方法により死亡事実を把握する手段がある上で、当該手続の届出をさせる理由

住所地特例などもあり、全てのケースで死亡事実を把握出来るものではないため。

④届出がない場合であって、別の手段により死亡情報を把握した際の処理方針

保険料徴収等の停止

⑤死亡情報を把握することにより、当該届出の省略を可能とするために必要な対応

法令改正

⑥⑤で必要な対応を講じても、当該届出を省略できない支障

特になし。

36427_遺族補償費が支給されなくなる場合の届出 (公害健康被害の補償等に関する法律施行規則)

○手続の基礎情報

所管省庁	環境省
手続の概要	遺族補償費を受給している者が、法 33 条（死亡、婚姻等）に該当するに至った場合に行う手続。遺族補償費を受給している者は、事実発生後、速やかに認定自治体に届出なければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	遺族
届出書の提出先・手続の処理主体	公害健康被害の補償等に関する法律施行令第 1 条に定める地域
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）

○省略不可としている理由等

①当該届出をさせる理由

補償給付の過払い等を避けるため。

②当該死亡の届出がない場合の支障

補償給付の過払い等

③届出以外の方法により死亡事実を把握する手段がある上で、当該手続の届出をさせる理由

死亡事実の把握に時間を要するため。（受給者が手続の受け手である県市区の住民でない場合が多い）

④届出がない場合であって、別の手段により死亡情報を把握した際の処理方針

生存状況を確認のうえで死亡者への補償給付の差し止め

⑤死亡情報を把握することにより、当該届出の省略を可能とするために必要な対応

他自治体（支給者である自治体と受給者の居住する自治体）間において住基ネット等を介した死亡情報の連携がなされていないため実施困難

⑥⑤で必要な対応を講じても、当該届出を省略できない支障

死亡以外の受給要件喪失の把握ができなくなること等

36443_被認定者の死亡の届出

(公害健康被害の補償等に関する法律施行規則)

○手続の基礎情報

所管省庁	環境省
手続の概要	被認定者が死亡した場合、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が行う手続。届出義務者は被認定者の死亡後速やかに認定自治体に届出なければならない。
手続の分類	届出－資格等喪失・死亡
手続主体	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
届出書の提出先・手続の処理主体	公害健康被害の補償等に関する法律施行令第1条に定める地域
死亡情報の確認手段	公簿（住基ネット）

○省略不可としている理由等

①当該届出をさせる理由

補償給付の支給は死亡した月までとなり、過払い等を避けるため。また本制度による被認定者の生存状況等を把握するため。

②当該死亡の届出がない場合の支障

補償給付の過払い等

③届出以外の方法により死亡事実を把握する手段がある上で、当該手続の届出をさせる理由

死亡事実の把握に時間を要するため。（受給者が手続の受け手である県市区の住民でない場合が多い）

④届出がない場合であって、別の手段により死亡情報を把握した際の処理方針

生存状況を確認のうえで死亡者への補償給付の差し止め

⑤死亡情報を把握することにより、当該届出の省略を可能とするために必要な対応

他自治体（支給者である自治体と受給者の居住する自治体）間において住基ネット等を介した死亡情報の連携がなされていないため実施困難

⑥⑤で必要な対応を講じても、当該届出を省略できない支障

—

「他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、当該手続の省略を認めていないもの」のうち、「届出—資格証等返還」であるもの(4手続)

ID	手続名	根拠法令	所管府省	手続の分類	手続主体	届出の提出先・ 処理主体
27623	児童扶養手当受給者死亡の届出	児童扶養手当法	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	(手当の支給機関が市長又は福祉事務所設置町村長の場合) 手続主体⇒市町村 (手当の支給機関が都道府県知事の場合) 手続主体⇒町村⇒都道府県
26694	身体障害者手帳返還届	・身体障害者福祉法 ・身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(通知)	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	その者の親族若しくは同居の縁故者で障害者手帳を所持するもの	手続主体⇒市区町村⇒都道府県
27729	特別児童扶養手当受給者死亡の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒市区町村⇒都道府県・指定都市
26777	資格喪失の届出	介護保険法、介護保険法施行規則	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	被保険者	市町村

資格証の返還を求めている手続（4 事例）

27623_児童扶養手当受給者死亡の届出

（児童扶養手当法）

①制度上、資格証等の返還を求める理由

JR 通勤定期乗車券の割引といった、児童扶養手当証書を利用している民間サービス等において、証書の不正利用を防止するため。

②資格証等の返還を求めない場合の支障

JR 通勤定期乗車券の割引といった、児童扶養手当証書を利用している民間サービス等において、証書の不正利用が生じる可能性がある。

③資格証等の有効期限

設定している（1 年）

④資格証等の返還を不要とするために必要な対応

省令改正

⑤④で必要な対応を講じても資格証等の返還を不要とできない支障

JR 通勤定期乗車券の割引といった、児童扶養手当証書を利用している民間サービス等において、証書の不正利用が生じる可能性がある。（②再掲）

26694_身体障害者手帳返還届

(身体障害者福祉法、身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて (通知))

①制度上、資格証等の返還を求める理由

手帳所持者は、例えば公共交通機関の運賃割引など特典を得られるが、死亡した場合は無効となる。不正使用防止の観点等から、身体障害者福祉法に返還義務規定を設けている。(法第16条)
また、この規定に違反した者に対する罰則規定を設けている。(法第46条)

②資格証等の返還を求めない場合の支障

無効である手帳が返還されないことにより、他人に不正使用されるおそれがある。

③資格証等の有効期限

有効期限の設定はない。

④資格証等の返還を不要とするために必要な対応

法令、通知改正

⑤④で必要な対応を講じても資格証等の返還を不要とできない支障

返還を不要とした場合でも、本人以外の者が不正使用するおそれがある。

27729_特別児童扶養手当受給者死亡の届出
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

①制度上、資格証等の返還を求める理由

受給者の資格がなくなるため。

②資格証等の返還を求めない場合の支障

特別児童扶養手当証書を利用している他の事業において支障が生じる。

③資格証等の有効期限

設定している。(1年)

④資格証等の返還を不要とするために必要な対応

省令改正

⑤④で必要な対応を講じても資格証等の返還を不要とできない支障

特別児童扶養手当証書を利用している他の事業において支障が生じる。

26777_資格喪失の届出

(介護保険法、介護保険法施行規則)

①制度上、資格証等の返還を求める理由

被保険者の資格がなくなるため。

②資格証等の返還を求めない場合の支障

無効である資格証が返還されないことにより、他人に不正使用されるおそれがある。

③資格証等の有効期限

介護保険被保険者証には、有効期限を設定していない。

④資格証等の返還を不要とするために必要な対応

法令改正

⑤④で必要な対応を講じても資格証等の返還を不要とできない支障

特になし。

(参考) 死亡等の届出のうち、資格証等の返還を求めているもの(42手続)

ID	手続名	根拠法令	根拠法令備考	所管府省	手続の分類	手続主体	届出の提出先・ 処理主体
22602	死亡に伴う、届出があったことを証する書面の返納	探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則	—	07国家公安委員会・警察庁	5.届出—資格証等返還	同居の親族又は法定代理人	都道府県公安委員会
22248	許可証の返納理由書の提出	古物営業法施行規則	—	07国家公安委員会・警察庁	5.届出—資格証等返還	同居の親族又は法定代理人	都道府県公安委員会
22231	死亡の届出	質屋営業法	—	07国家公安委員会・警察庁	5.届出—資格証等返還	同居の親族、法定代理人又は管理者	都道府県公安委員会
22389	所持許可証の返納の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則	—	07国家公安委員会・警察庁	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	都道府県公安委員会
31547	宅地建物取引士の死亡等の届出	宅地建物取引業法	—	20国土交通省	5.届出—資格証等返還	2.相続人	都道府県
36510	許可証の返納	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	—	21環境省	5.届出—資格証等返還	相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人	都道府県知事
36510	廃業等の届出(第一種動物取扱業)	動物の愛護及び管理に関する法律	—	21環境省	5.届出—資格証等返還	2.相続人	都道府県知事
201763	支給認定の取消しに係る医療受給者証の返還	難病の患者に対する医療等に関する法律	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	3.遺族	都道府県・指定都市・中核市
12929	麻薬取扱者の死亡又は解散の届出	麻薬及び向精神薬取締法	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	2.相続人	手続主体⇒厚生労働大臣又は都道府県知事
12933	向精神薬営業者の死亡又は解散の届出	麻薬及び向精神薬取締法	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	2.相続人	手続主体⇒厚生労働大臣又は都道府県知事
12949	向精神薬試験研究施設設置者の死亡又は解散の届出	麻薬及び向精神薬取締法	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	2.相続人	手続主体⇒厚生労働大臣又は都道府県知事
26517	覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者の死亡等による業務廃止等の届出	覚せい剤取締法	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	2.相続人	手続主体⇒都道府県知事⇒厚生労働大臣 手続主体⇒都道府県知事
26520	覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者、覚せい剤研究者の死亡等による業務廃止等の届出	覚せい剤取締法	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	2.相続人	手続主体⇒都道府県知事
202128	薬剤師の死亡・失踪時に行う登録の消除	薬剤師法施行令	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	都道府県
1590	健康管理手帳の返還	労働安全衛生規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	相続人又は法定代理人	都道府県労働局長
1701	年金等受給権者の死亡届	労働者災害補償保険法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	3.遺族	所轄労働基準監督署長
27622	児童扶養手当受給資格喪失の届出	児童扶養手当法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	児童扶養手当の受給者	(手当の支給機関が市長(特別区の区長を含む。))又は福祉事務所設置町村長の場合) 手続主体⇒市町村 (手当の支給機関が都道府県知事の場合) 手続主体⇒町村⇒都道府県
27623	児童扶養手当受給者死亡の届出	児童扶養手当法	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	(手当の支給機関が市長又は福祉事務所設置町村長の場合) 手続主体⇒市町村 (手当の支給機関が都道府県知事の場合) 手続主体⇒町村⇒都道府県
202648	受胎調節実地指導員の死亡時等の届出	母体保護法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	都道府県
202695	保育士の死亡等の届出	児童福祉法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒都道府県知事
	死亡の届出	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	国
27665	戦傷病者死亡届	戦傷病者特別援護法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	都道府県
26694	身体障害者手帳返還届	身体障害者福祉法、身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(通知)	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	その者の親族若しくは同居の縁故者で障害者手帳を所持するもの	手続主体⇒市区町村⇒都道府県
27728	特別児童扶養手当受給資格喪失の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	受給者	手続主体⇒市区町村⇒都道府県・指定都市
27729	特別児童扶養手当受給者死亡の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒市区町村⇒都道府県・指定都市
26777	資格喪失の届出	介護保険法、介護保険法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	市町村	市町村
28091	資格喪失の届出	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	被保険者の属する世帯の世帯主	市区町村⇒後期高齢者医療広域連合
2054	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(厚生年金保険)	厚生年金保険法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構
2054	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(国民年金)	国民年金法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構
2068	死亡の届出(脱退一時金)(国民年金)	国民年金法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構
2082	厚生年金保険年金受給権者死亡届(旧)	厚生年金保険法施行規則 昭和61年改正令附則	旧厚生年金保険法施行規則第41条	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構
27822	国民年金高齢・通算高齢年金受給権者死亡届(旧)	国民年金法施行規則 昭和61年改正令附則	旧国民年金法施行規則第24条	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒市区町村⇒日本年金機構
27822	国民年金高齢・通算高齢年金受給権者死亡届(旧)	国民年金法施行規則 昭和61年改正令附則	旧国民年金法施行規則第30条にて準用する第24条	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒市区町村⇒日本年金機構
27827	国民年金障害・母子・準母子・遺児・寡婦年金受給権者死亡届(旧)	国民年金法施行規則 昭和61年改正令附則	旧国民年金法施行規則第38条にて準用する第24条	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒市区町村⇒日本年金機構
2105	共済年金年金受給権者死亡届	厚生年金保険法施行規則 附則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構
27855	特別障害給付金受給資格者死亡届	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒市区町村⇒日本年金機構
203233	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(厚生年金保険)	厚生年金保険法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構
203234	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(厚生年金保険)	厚生年金保険法施行規則	—	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構
203250	厚生年金保険年金受給権者死亡届(旧)	厚生年金保険法施行規則 昭和61年改正令附則	旧厚生年金保険法施行規則第43条の13	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構
203251	厚生年金保険年金受給権者死亡届(旧)	厚生年金保険法施行規則 昭和61年改正令附則	旧厚生年金保険法施行規則第57条	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構
203252	厚生年金保険年金受給権者死亡届(旧)	厚生年金保険法施行規則 昭和61年改正令附則	旧厚生年金保険法施行規則第74条	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構
203253	厚生年金保険年金受給権者死亡届(旧)	厚生年金保険法施行規則 昭和61年改正令附則	旧厚生年金保険法施行規則第76条の16	17厚生労働省	5.届出—資格証等返還	1.戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	手続主体⇒日本年金機構